

神戸市高校教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和4年12月27日（月）16：05～16：10
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：
（市） 教職員課長、労務制度担当係長、他1名
（組合） 執行委員長1名、執行副委員長2名、書記長、執行委員4名
4. 議 題：学校給食費の給与からの控除について

5. 発言内容：

（市）皆様方におかれましては、平素から本市の教育振興に、日々ご尽力、ご協力いただいていることに対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日は、学校給食費の給与からの控除について、お示しさせていただきます。お手元にお配りした「学校給食費の給与からの控除について（案）」をご覧ください。

「1. 概要」についてですが、教員の業務負担の軽減や学校給食費の管理における透明性の向上の観点から実施をする学校給食費の公会計にあわせ、職員が喫食する学校給食に係る費用について、新たに給与から控除することを可能といたします。

続きまして、「2. 対象者」につきましては、正規職員、再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員、一部の会計年度任用職員といたします。

「3. 控除方法」については、現時点で確定しておりませんが、2つの方法で検討しているところでございます。

1つ目の方法は、喫食した食数に関わらず、毎月一定額を給与から控除し、年度末に精算をする方法です。表は令和4年度の小学校給食費による例をお示ししております。

2つ目の方法は、喫食した食数分を翌月給与から引き去る方法です。この場合、年度末の精算はございません。

1つ目の方法、2つ目の方法、いずれにしましても、4月、5月は事務処理の都合上、給与から控除をすることができませんので、控除開始月は6月からとなります。

「4. 実施予定時期」につきまして、

（1）小学校、特別支援学校、一部の中学校は、案内及び給食の申し込みを令和5年秋ごろ行い、給与からの控除は、令和6年4月喫食分からの予定です。

（2）上記（1）以外の大半の中学校においては、令和6年度以降に予定をしております、中学校の全員喫食制への移行の時期に合わせて、給与からの控除を開始させていただきたいと考えております。私からは以上でございます。

（組合）ただいま給食費の給与からの控除についてのご説明をいただきました。対象の職員も組合に所属しておりますので、その意見も踏まえて、また返事をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。